

鳥取県糖尿病療養指導士 運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この運営規程は、鳥取県糖尿病療養指導士認定機構を運営するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 鳥取県糖尿病療養指導士の認定

(認定試験受験者用研修会)

第2条 研修委員会は、鳥取県糖尿病療養指導士認定試験受験者用研修会を毎年実施する。

- 2 単位履修者には受講修了証を交付する。
- 3 受講修了証の有効期限は3年間とする。

(認定対象者)

第3条 次の各号に定める条件をすべて満たす者を認定の対象者とする。

- (1) 看護師、保健師、助産師、准看護師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、臨床工学技士、救急救命士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、臨床心理士のいずれかの資格を有する者
- (2) 糖尿病療養指導の実務経験が3年以上あること
- (3) 日本糖尿病協会の正会員であること（研修会受講決定後に加入も可）

(受講料)

第4条 受講希望者は初回申込の際に3回分の受講料9000円を一括で納入する。

- 2 一度払い込まれた受講料は、鳥取県糖尿病療養指導士認定機構が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

(認定試験申込)

第5条 鳥取県糖尿病療養指導士の認定を希望する者は、あらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類を鳥取県糖尿病療養指導士認定機構に提出し、糖尿病療養指導士認定試験を受験する。

- (1) 鳥取県糖尿病療養指導士認定申請書（鳥取県医師会のホームページからダウンロードしたもの）
- (2) 履歴書（鳥取県医師会のホームページからダウンロードしたもの）
- (3) 各職種の免許証または登録証等の写し
- (4) 有効期間内の受験者用研修会の各受講修了証の写し
- (5) 受験料払込票兼受領証の写し

ただし、認定申請時点で、認定期間中の日本糖尿病療養指導士、ならびに他都道府県の地域糖尿病療養指導士の者に関しては、(4)の受講修了証の提出を免ずる。

(受験料)

第6条 鳥取県糖尿病療養指導士認定試験の受験料は、3000円とする。

- 2 一度払い込まれた受験料は、鳥取県糖尿病療養指導士認定機構が認めた特別な場合を除き一切返還しないものとする。

(認定試験)

第7条 鳥取県糖尿病療養指導士認定試験は、認定委員会が試験問題を作成し、実施する。

- 2 試験結果の判定は認定委員会が行い、その結果について統括委員会に報告する。

(認定)

第8条 認定に際しては、統括委員会が認定委員会からの報告に基づき決定する。

- 2 合格者に対しては、鳥取県糖尿病療養指導士認定証を交付する。
- 3 認定期間は5年間とする。
- 4 鳥取県糖尿病療養指導士としてふさわしくない行為があったときは、統括委員会の決議により認定を取り消すことが出来る。

第3章 鳥取県糖尿病療養指導士の認定更新

(認定更新の条件)

第9条 鳥取県糖尿病療養指導士の認定更新については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 認定期間（認定証に記載されている5年間）中に通算3年以上、糖尿病患者の療養指導の業務に従事していること。但し、常勤・非常勤の別は問わない。
- (2) 認定期間中に別に定める糖尿病療養指導研修15単位を取得していること。
- (3) 日本糖尿病協会の正会員であること。

(認定更新の申請)

第 10 条 鳥取県糖尿病療養指導士の認定更新を希望する者は、あらかじめ定められた期日までに次の各号に定める申請書類を鳥取県糖尿病療養指導士認定機構に提出する。

- (1) 鳥取県糖尿病療養指導士認定更新申請書（鳥取県医師会のホームページからダウンロードしたもの）
- (2) 糖尿病療養指導研修 15 単位を取得していることを証明する受講証明書等
- (3) 更新審査料払込票兼受領証の写し

(更新審査料)

第 11 条 鳥取県糖尿病療養指導士認定更新の更新審査料は、3000 円とする。

- 2 一度払い込まれた審査料は、鳥取県糖尿病療養指導士機構が認めた場合を除き一切返還しないものとする。

(認定更新)

第 12 条 統括委員会では、認定委員会からの報告に基づき、認定更新の可否を決定する。

- 2 更新条件を満たして申請した者に対して、鳥取県糖尿病療養指導士認定更新証を交付する。
- 3 特別な事情により取得単位数が規定の単位数に満たない場合は、認定期間延長申請を行い、統括委員会において認められた場合のみ認定期間を延長することができる。
- 4 前項の特別な事情として、「海外在留」、「長期病気療養」、「育児休業等」、「家族の介護・看護」、「進学」などとするほか、統括委員会が認めるものとする。

(認定更新の為の指定研修会)

第 13 条 鳥取県糖尿病療養指導士の認定更新に関する指定研修会の単位認定の可否については、認定委員会が判断を行う。

- 2 研修会の主催者は、指定の申請用紙を鳥取県医師会のホームページからダウンロードして記入し、開催月の前々月末までに提出する。
- 3 研修会の主催者は、鳥取県糖尿病療養指導士認定機構が発行した認定番号と単位数を参加証に明記し、参加者へ配布すること。

附則

本規程は平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

改訂 平成 29 年 3 月 23 日

改訂 平成 30 年 3 月 8 日

改訂 令和元年 9 月 26 日

改訂 令和 3 年 3 月 18 日